

再就職援助計画の概要

1 再就職援助計画とは

雇用対策法第6条では「事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。」とされています。

このため、雇用対策法第24条第1項により、事業主が、一の事業所において30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとするとき、離職を余儀なくされる労働者のために作成しなければならないものが「再就職援助計画」です。

再就職援助計画は、最初の離職者の生ずる日の1か月前までに作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません。

※30人未満の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行う場合の作成は任意です。

2 再就職援助計画の内容について

再就職援助計画は、以下の内容を記載する必要があります。

- ① 申請事業主の現状及び計画を作成する事業所の現状
- ② 計画作成に至る経緯
- ③ 計画対象労働者の人数、計画期間
- ④ 対象労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無、雇用形態
- ⑤ 再就職援助のための措置
- ⑥ 労働組合等の意見

※再就職援助計画の作成に当たっては、労働組合等の意見を聴くことが必要です。